

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合 人事行政の運営等の状況について
下 越 福 祉 行 政 組 合

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

職種別採用者数 (令和7年4月1日 採用)

区 分	一般行政職	公安職	技能労務職	計
新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合	1 人	3 人	-	4 人
下 越 福 祉 行 政 組 合	※ 3 人		-	3 人
合 計	4 人	3 人	人	7 人

※下越福祉行政組合一般行政職3人のうち1人は令和6年10月1日採用

職種別退職者数 (令和6年度 退職)

区 分	一般行政職	公安職	技能労務職	計
新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合	-	-	-	人
下 越 福 祉 行 政 組 合	4 人		-	4 人
合 計	4 人	人	人	4 人

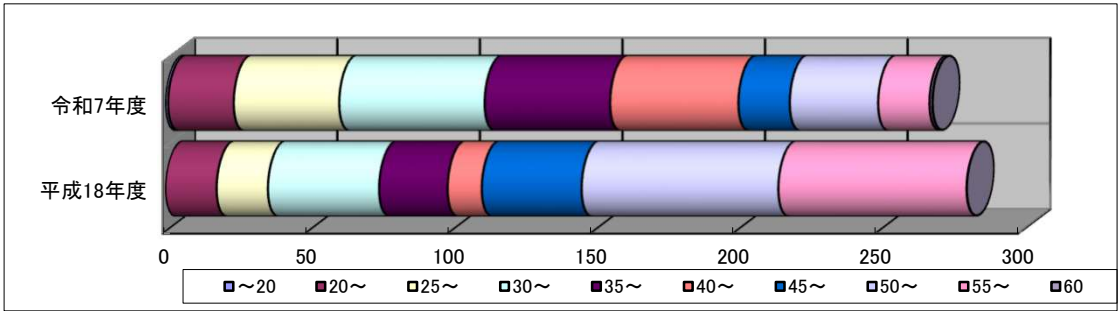
(2) 部門別職員数に関する状況 (人)

部 門		令和7年 4月1日現在	組合別 広域 福祉		令和6年 4月1日現在	対前年 増減数	主な 増減理由
一般行政部門	総務	15	15		16	△ 1	組織体制見直し
	民生	64	2	62	65	△ 1	欠員不補充
	衛生	6	6		5	1	欠員補充
消防部門		184	184		181	3	職員体制の強化
計 (定数)		269 (298)	207 (221)	62 (77)	267 (298)	2 (0)	

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、臨時・非常勤職員及び再任用職員（短時間勤務）を除く

(人)

職員数	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳	計
R7. 4. 1	1	23	37	51	44	45	18	31	18	1	269
H18. 4. 1	0	18	18	39	24	12	35	69	66	0	281



2 職員の人事評価の状況

人事評価制度の導入状況

区 分	能力発揮評価	業績評価
一 般 行 政 職	導入済み	導入済み
公 安 職	導入済み	導入済み
技 能 労 務 職	導入済み	導入済み

3 職員の給与の状況

別 紙

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の概要（標準的な勤務の場合）

勤 務 時 間	休 日
午前8時30分～午後5時15分 （うち午後0時～午後1時は休憩時間） 週38時間45分勤務	・ 日曜日及び土曜日 ・ 国民の祝日 ・ 年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 休暇の取得状況等

ア 年次有給休暇の取得状況（令和6年1月～令和6年12月）

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、20日を超えない範囲の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

平均取得日数	消 化 率
12.0日	30.6%

イ 介護休暇の取得状況（令和6年度実績）

介護休暇は、長期にわたって介護が必要な家族を介護するための休暇であり、連続する6月の範囲内で取得することができます（無給）。介護時間は、連続する3年間において、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です（無給）。

介護休暇取得者数（人）	介護時間取得者数（人）
0	0

ウ 特別休暇の導入状況

（ 令和7年4月1日 現在）

休暇の種類	付与日数等	休暇の種類	付与日数等
公民権行使休暇	必要と認められる期間	産前休暇	産前8週間（多胎14週間）
裁判員等休暇	必要と認められる期間	産後休暇	産後8週間
骨髄ドナー休暇	必要と認められる期間	妊産婦健康診査休暇	必要と認められる時間
ボランティア休暇	年5日以内	妊婦通勤緩和休暇	1日1時間以内
忌引休暇	1日～10日	子の看護休暇	年5日以内
父母法要休暇	1日以内	短期介護休暇	年5日以内
夏季休暇	5日以内	育児時間休暇	1日2回各30分以内

結婚休暇	7日以内	育児参加休暇	年5日以内（産前産後8週の期間内）
出生サポート休暇	年5日以内	通勤困難休暇	必要と認められる期間
災害復旧休暇	7日以内	退勤困難休暇	必要と認められる期間
生理休暇	2日以内	事務停止休暇	必要と認められる期間
配偶者出産休暇	2日以内		

5 職員の休業に関する状況（令和6年度）

(1) 育児休業等の取得状況

育児休業は、子が3歳に達する日までの期間を限度として勤務しないことができる制度であり、部分休業・育児短時間勤務は、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です（いずれも無給）。

育児休業取得者数（人）		部分休業取得者数（人）		育児短時間勤務取得者数（人）	
男性	女性	男性	女性	男性	女性
5	3	0	2	0	0

(2) 配偶者同行休業等の取得状況

配偶者同行休業等は、配偶者の外国での勤務等のため3年を超えない期間内で取得することができます（無給）。

配偶者同行休業取得者数（人）
0

6 職員の分限及び懲戒処分状況（令和6年度）

(1) 分限処分者数

（人）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			2		2
職に必要な適格性を欠く場合					
職制の改廃等により廃職等を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

※ 同一の者が同一年度中に複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上

(2) 休職者数

（人）

処 分 事 由	新規・更新処分	左 記 以 外	合 計
心身の故障の場合	1		1
刑事事件に関し起訴された場合			
合 計	1		1

※ 休職処分とされていた者の実数

(3) 懲戒処分者数

(人)

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					
合 計					

7 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課されています。

8 職員の退職管理の状況

令和5年4月1日から令和7年3月31日までに退職した職員のうち、課長級以上の職にあった職員で再就職の届出があった者について公表します。

区分	退職者	再就職に係る届出の提出者	再就職区分				
			国 地方公共団体	財団法人 社団法人	その他の 非営利法人	営利法人	民間企業
課長級以上の職にあった職員	—	—					

※1 「地方公共団体」には、再任用制度等による当広域関係組合に勤務する場合を含みません。

※2 「財団法人・社団法人」は、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人及び公益社団法人をいいます。

9 職員の研修の状況 (令和6年度)

研 修 内 容	人 数
階層別研修（新採用、主任、係長研修等）	20 人
専門研修（財務事務、人事評価等）	16 人
資格講習（防火管理者、衛生推進者等）	6 人
ハラスメント防止研修	92 人
メンタルヘルス研修	37 人
職員人事交流研修	33 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況 (令和6年度)

(1) 健康診断の実施状況

健康診断受診者数 のべ 529 人
うち人間ドック受診者数 126 人
うち生活習慣病予防健診受診者数 0 人

(2) 公務災害等の発生状況

公務災害発生件数	2 件
通勤途上災害件数	2 件
労働災害発生件数	0 件

1 1 公平委員会の業務の状況（令和6年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
0件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況
0件